

令和8年度

春の交通安全市民総ぐるみ運動

実施要領

○期間

令和8年4月6日(月)から

令和8年4月15日(水)までの10日間



○運動の重点

- 1.通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2.「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3.自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用促進

○統一行動日

- ・4月 8日(水) 「自転車の安全で適正な利用」強化の日
- ・4月10日(金) 交通事故死ゼロを目指す日
【全国统一】
- ・4月10日(金) 「飲酒運転根絶」強化の日
- ・4月13日(月) 「こどもや高齢者に優しい3S運動」
推進強化の日

～スローガン～

「マナーアップ！あなたが主役です」



○重点の推進項目

1.通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

- ・令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30km毎時になります。「生活道路は人が優先」と常に意識しましょう。
- ・歩行者は、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的なルールを守りましょう。
- ・こどもを交通事故から守るには、社会全体で見守ることが必要です。保護者を含めた地域全体でこどもを見守りましょう。



○重点の推進項目

2.「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

- ・「ながらスマホ」等による交通事故を防止するため、通話や画像注視の危険性に関する交通安全教育を推進していきましょう。
- ・思いやり・ゆずり合いの気持ちを持って妨害運転(悪質・危険な運転)の防止に努めるとともに、「こどもや高齢者に優しい3S運動」を心がけましょう。



【こどもや高齢者に優しい3S(スリーエス)運動】

- SEE 前をよく見て、こどもや高齢者をいち早く発見する。
- SLOW こどもや高齢者を見たら減速する。
- STOP 危険を感じたらすぐに停止する。

- ・「飲酒運転を絶対しない、させない」という規範意識を確立するとともに、ハンドルキーパー運動などを促進しましょう。
- ・後部座席を含めたすべての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底しましょう。
- ・高齢運転者の交通事故防止対策として、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発を推進しましょう。
- ・外国人運転者の交通事故防止対策として、母国との交通ルールの違い等を認識するために、啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育を推進しましょう。



○重点の推進項目

3. 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール の理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- ・令和8年4月1日から、16歳以上の方の乗る自転車の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されます。
- ・自転車安全利用五則を活用し、自転車の交通ルールについて広報啓発を推進しましょう。

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用





- ・自転車が車両であることを認識させ、信号の遵守や交差点での一時停止、安全確認のほか、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の禁止等、交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知徹底を図りましょう。

・自転車使用時のヘルメットの着用について、非着用時の事故時の死亡・重傷者は着用時の1.7倍(令和2年～6年までの5年間)になる等ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と着用の徹底を推進しましょう。

- ・16歳以上で運転に免許が必要とされない特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)利用時の交通ルール等の理解・遵守を徹底しましょう。

